

平成18年11月10日(金) 9:30-10:30 ポC 熊本公德会 7F 武道場
様々な取り組み [座長]藤牧 元

大分類：101 入所

中分類：205 データのある比較・検討

小分類：医師と医療 360 その他の医師と医療関連

介護施設における診療の実態

～介護・医療の狭間で～

加藤 桂一郎

介護老人保健施設 プライムケア桃花林

コメント:医療機関受診の実態を、平成17年6月以降1年間の症例について分析した。総数は594件で251件は前医への定期受診であり急性病変により入院に至ったものは80件、死亡例は8件を数えた。

1はじめに

介護保険制度が施行され数年を経るが、高齢者の医療と介護は切り離せないのが現実であり、ご承知のように制度の実情と経済的な乖離がいくつかの課題を提起している。今回、それらの突破口を見出す意味において、手始めに私どもの施設における実情を分析してみた。

昨年6月以降、病院・受診所を受診した入所者を受診歴に登録、病院・受診施設名、主訴、搬送手法、転帰(診断名を含む)をインプットし分析に供した。内容の統一に関したいくつかの問題は残すものの、凡その傾向は掴み得たかと思われた。これらの結果を報告するとともに、今後の課題について考察したいと思う。

2対象と方法

当施設はベッド数150床(一般棟100床、認知症専門棟50床)と通所60名を扱う介護老人保健施設であり、常勤医師(施設長 眼科医)と内科、精神科、小児科、皮膚科の非常勤医5名の医療スタッフが従事している。地域の特殊性ともいえるが、十分な医療態勢が組めない現状において、緊急時の実態を分析し、今後の対応を模索する試みとして前述したいわゆる「受診歴」を作成し、1年間の経緯を分析した。

受診歴への看護師によるインプットには演者の意図する目的にそえない点も見られるが、今回平成17年6月中旬から平成18年5月までの1年間の結果について、以下資料にもとづき報告する。

3結果と考察

1) 受診目的:病院・診療所を受診した延べ総数594件であり、251件(42.3パーセント)は慢性疾患に対しての前医への定期受診、8件(1.3パーセント)は診断書等作成など、312件(52.5パーセント)がいわゆる救急病態、残りは分類不能に属するものであった。

2) 主訴と転帰:救急病態312件について分析した。代表的な愁訴を挙げると、発熱25/69件(入院/受診、以下同じ)、嘔吐・胃腸障害・食欲不振22/44件、転倒・骨折3/20件、意識障害9/12件、呼吸困難・肺雑音5/11件、喘鳴4/4件、吐血など2/3件などがあり、80件(31.3パーセント)が入院加療を施された。また、死亡に至った報告事例は8件を数え、介護・医療連携の重要性が示唆された。

3) 受診施設と転帰:2つの当財団(仁泉会医学研究所)関連施設への受診依頼例は449/590件(76.1パーセント)と圧倒的に多いが、入院処置を施された例は51/80件(63.8パーセント)と外来数に比し相対的に低く、4割に近い重症例は他施設に搬送(転送)されているのが実態である。

4) 搬送の実態:入所者の搬送には通常施設が有する搬送車を使用しているが、救急を要する場合、重症例では救急車を依頼しており、年間20件に上がった。

5) 事例の分析

a) いわゆる「定期受診」251件(42.3パーセント)は亜急性病態を有する入所者であり、医療費の負担を考慮した場合、医療・介護の境界領域に大きな課題ともなる。

b) 発熱、胃腸、呼吸、意識障害は入院を必要とする頻度が高く、高齢ということもあり時には死を予測させる前兆である場合も少なくない。いうならば、「病介連携」ともいうべき対応をせまられる状況と考えるべきであり、相互のコミュニケーションの良否が入所者の予後を左右するともいえる。

c) 演者が眼科医ということもあり、個人的に眼愁訴に関する訴えに関心を持っているが、医療を必要とする視力に拘わる眼病変は10件と必ずしも多くはない。しかし、愁訴として自覚されない例はかなり多く、快適な視生活を維持し、ひいてはADL

(日常生活動作)の向上に益する意味においても、視覚管理は欠かせないものと考えられる。

4まとめ

1年間にわたる受診歴を分析し、以下に示すいくつかの課題が提示された。次年度以降に科せられるテーマとも考える。すなわち、

- a)医療を必要とする入所者が予想外に多い。特に、医療担当医から情報提供書に良くみられる「宜しく、ご加療下さい。」という文言は医療側の介護施設に対する認識不足を想定させる。
- b)受診歴記載手法の徹底は今後の課題でもある。特に、医療を依頼している介護施設からみた場合、入院後の転帰についてフォローは欠かせないと思う。
- c)定期受診を必要とする入所者の処方薬は極めて多い。出来るだけ必須な薬品のみに限って投与する方向で協力医療機関と協議することが、健全な経営を図る意味においても必要かと思われた。